

〈前頁より続き〉

参加したメンバーの感想

第39回全国大会に法人から参加させて頂きました。感謝を込めて参加報告します。

4月14・16日の大地震で一時は開催が危ぶまれましたが、こんな時こそ全国の力を合わせて！という2,200名の参加者と600名のボランティアの熱意あふれる大会でした。

私は、第14分科会「こころは人づきあい相談所」にレポート報告で参加しました。レポート報告は、私の他にもひとり鹿児島県の仲間が、車椅子での生活の中で日々感じている辛い気持ちを勇気を出して語られました。仲間と職員の間にはうまくいっていませんか？という分科会の主旨に真剣に向き合った報告で、多くの参加者から共感や励ましの声が寄せられました。

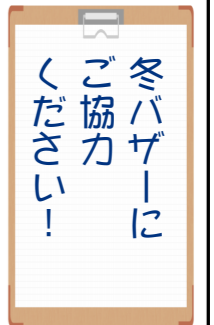
私は、自分の経験を含め日

頃感じているささやかな疑問を例に、仲間と職員に考えてほしいことと、利用者・職員の垣根を越えて共に成長したいという想いを発表しました。たくさんの仲間や若い職員さんから心のこもった発言があり、悩みながらもレポート報告した手応えを感じました。

その他にも、それぞれが日々困っていることや、ふだん誰にも言えずに抱えている悩みを出し合い、お互いの想いを共有するとても中身の濃い時間でした。

今回感じた想いを糧に、これから仕事やきょうさんへの活動に前向きに取り組みようと思えた分科会でした。

(喜楽利用者・杉本泰郎)



今年も「きょうさん冬バザー」の季節となりました。同封の商品カタログ「季節の味便り」をご覧の上、ご協力いただける場合は、FAX (052) 824・0421 または郵送にて、『季節の味便り通販くらぶ』まで直接ご注文いただきまますようお願いいたします。

《注文締切日》
12月7日(水)まで

★お知らせください

就職・転勤等でご住所の変更などがありましたら、左記までご連絡下さい。よろしくお問い合わせ・連絡先

フックハウスわくわく!
岡山市東川原一ー一
TEL(086)270・5552
FAX(086)270・5554

「結い」だより

2016年3月31日、社会福祉 社会福祉法改正について — 増える義務化 — 後退した職員処遇 —

法が改正された。今までマスコミ報道を受け国の社会保障の抑制と連動し、社会福祉法人の財産に着目され資産に対し内部留保、また法人役員が個人的に財産を使用している、ということでの改正となった。

今回の改正のポイントは**1経営組織のガバナンスの強化**として議決機関としての評議員会がどの法人にも義務付けられた。そして**2事業運営の明確化**という点でみんが見える形になるようにHP上に財務諸表、現況報告書をのせることが義務付けされた。**3財務規律の強化**として

内部留保金額を明確にし、余剰な財産があるのなら社会福祉充実残額としてどう使うか計画しなさい、と作成を義務付けされた。そしてあなたがたは社会福祉法人な

のだから、社会福祉事業にかかわる福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく**4地域における公益的な取り組みを実施する責務**がある。だから既存の制度の対象とならない生活するの困っている人たちに(国が予算をつけれなくても)、無料あるいは少額のお金で福祉サービスを提供しなさい、といわれ、最後に**5行政の関与**として、国や県と言わず市が指導監督を頑張りなさい、と言われた。

反対に社会福祉法人の職員が加入している退職制度については、後退となった。社会福祉法人の職員は退職給付費に国1/3都道府県1/3の公費助成がなされている「社会福祉施設職員退職手当共済法」に基づいた退職手当共済制に加入が義務づけられていた。しかしこの公費の部分が、障害者総合支援法に関する施設・事業では、社会福祉法人以外の法人が参入しており、他の事業主体とのイコールフットイングの観点から公費助成を廃止する、ということに

なり、事業所側の退職給付費の掛け金は3倍になった。イコールフットイングの観点というのなら、なぜ他の事業主体に退職制度を整えてあげられないのか。

介護福祉施設職員不足が深刻化している。介護職員の平均月給は約22万円で、全産業の平均より11万円低い。平均月給を5万円はあげないと、求人困難からはぬけられないのではないかと、言われているがその中の退職給付制度の負担は社会福祉施設に費用負担として大きいのしかかってきた。もちろん社会福祉法人として公益団体としての責務はあり、また他の法人に比し事業税の減免など優遇されている面はある。法人運営の個人化は今すぐに是正されるべきであり、公的な法人運営の透明化は必要である。しかし当法人は15年前に無認可の作業所から事業を公的な事業体として継続させるために、バザーや事業販売等様々な活動を通し資金を作り、法人を設立してきた。法人設立後も運営は厳しく、当法人の役員・評議員の方々の報酬はなく、理事長をはじめボランティアとして事業運営に携わり支援していただいている。事業建設には常に職員・利用者ともに資金を作る日々である。

結い後援会への新規加入と継続のお願い

私達は、障害を持って生きていかなければならない人々へ、温かい行政と財政支援を要求するべく、今後も努力し続けます。しかし、私達の力だけでは微々たるものです。ぜひ「結い」後援会にご加入いただき私達の活動を支援してくださいませようよろしくお願い致します。また、2016年度分の会費未納の方につきましては、継続してご協力いただけますように何卒よろしくお願い申し上げます。

〈お振込先〉 郵便振込口座 01360-0-57757
社会福祉法人「結い」後援会
(個人：年1口 千円 団体：年1口 3千円)

また障害がある方々の生活は国からの報酬だけでは補えるものではなく、毎日の生活の薬の管理、腰がいたい、足がむずむずする、季節ごとの荷物の出し入れ、電球の交換、ゴミの分別、粗大ゴミの捨て方、休みの日や夜眠れない時の過ごし方、携帯の料金変更、等々様々である。それら細かなアドバイスや支援があり、福祉は非営利であってこそ、利用者・家族・地域に寄り添いながら一人一人の尊厳を守り育てることができ。当法人の常勤職員の残業時間は月平均30・50時間になる。公益的な取り組みも大切であるが、その時間を捻出するためには今の業務の見直しが必要になる。法人としてはその時間をどう捻出していか。効率をもとめればそのしわ寄せはすぐに利用者本人にむかう。当法人のように正社員数6名しかいないような小さな法人でこれ以上の公益事業の義務化はとて厳しい。

今回の法改正が、社会福祉法人の本来の趣旨である生活するの困る方々生きていくのが大変な方々にとつて、少しでも前に進めようという法改正となるよう念じていきたい。

